

広島県告示第五百四号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

一級河川太田川水系指定区間猿猴川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和六年四月二十五日

三 廃川敷地等の位置

広島市南区西蟹屋一丁目二六二番二

四 廃川敷地等の種類及び数量

1 種類

土地

2 数量

六三・四七平方メートル